

第 1 5 回久喜市農業委員会総会議事録

開催月日 令和 8 年 8 月 2 5 日（火）

開催場所 菖蒲行政センター 4 階第一集会室

開会時刻 午後 2 時 0 0 分

閉会時刻 午後 3 時 1 1 分

第 1 5 回 久喜市農業委員会総会議事日程

第 1 開 会

第 2 挨 拶

第 3 議事録署名委員の指名について

第 4 経過報告

第 5 会長提出議案上程

議案第 5 9 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 6 0 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 6 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 6 2 号 久喜市農用地利用集積等促進計画の案について

第 6 提案理由の説明・質疑・討論・採決

第 7 報告第 6 7 号 農地法第 4 条の規定による農地転用届出について

報告第 6 8 号 農地法第 5 条の規定による農地転用届出について

報告第 6 9 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について

報告第 7 0 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について

報告第 7 1 号 農業用施設用地に供する届出について

報告第 7 2 号 時効取得を原因とする所有権移転の通知について

第 8 協議事項

第 9 農政問題に対する質疑・応答

第 1 0 閉 会

農業委員

出席委員 16名

会 長	杉 田 孝 行 君	会長代理	宮 城 与 四 郎 君
1 番	柴 崎 行 雄 君	2 番	籠 宮 信 寿 君
3 番	池 田 庄 司 君	4 番	奈 良 晴 夫 君
5 番	原 義 雄 君	6 番	岸 田 一 男 君
7 番	青 木 豊 君	8 番	石 井 幸 宏 君
1 1 番	岡 田 武 君	1 2 番	市 原 功 樹 君
1 4 番	野 村 俊 岳 君	1 5 番	早 野 公 夫 君
1 6 番	長 谷 川 智 英 君	1 7 番	野 口 和 幸 君

欠席委員 3名

9 番	大 澤 一 樹 君	1 0 番	高 橋 七 海 君
1 3 番	坂 卷 泰 子 君		

推進委員

菖蒲 1 0	石 井 松 江 君
--------	-----------

事務局

事務局長	田 中 智 也	主 幹 兼 係 長	田 口 一 美
主 任	松 崎 宣 幸	主 任	丸 山 雅 嗣
主 任	松 田 知 也		

午後 2時00分

◎開会の宣告

○事務局長（田中智也君） それでは、第15回農業委員会総会を始めさせていただきます。

皆様、ご起立願います。ご一礼ください。ご着席願います。

本日は、9番、大澤委員、10番、高橋委員、13番、坂巻委員さんより事前に欠席の連絡をいただいております。

初めに、杉田会長よりご挨拶申し上げます。よろしくお願いいたします。

○会長（杉田孝行君） 挨拶（省略）

◎議事録署名委員の指名

○会長（杉田孝行君） それでは、日程第3に入ります。

議事録署名委員の指名をさせていただきます。私のほうから指名させていただきますので、よろしくお願いします。

15番、早野委員さん、16番、長谷川委員さん、よろしくお願いします。

◎経過報告

○会長（杉田孝行君） 続きまして、日程第4、経過報告に入ります。

事務局長、よろしくお願いします。

○事務局長（田中智也君） それでは、前回の7月24日の総会より本総会開催前までの経過について、ご報告いたします。総会議案の3ページを御覧ください。

初めに、7月30日、関東農政局農村振興農村計画課主催により、令和8年度関東農政局管内農地転用許可制度実務研修会がウェブにおいて開催され、農業振興地域制度や土地利用調整制度、農地法や農地転用許可制度の概要のほか具体的な転用許可の事例を踏まえて判断等の基準についての説明があり、丸山主任が出席いたしました。

次に、7月31日、埼玉県農林部農業ビジネス支援課主催による令和8年度市町村農業委員会職員研修会がウェブにおいて開催され、遊休農地に関する措置の状況、農地バンクなど遊休農地解消対策事業やJA出資型農業法人遊休農地再生・活用奨励事業などの概要、所有者不明農地制度概要、市民農園制度の概要の説明があり、松田主任が出席いたしました。

次に、8月5日、埼玉県農業会議主催による令和8年度農地利用最適化活動活性化研修会が羽生市産業文化ホールにて開催され、県内農業委員会組織の関係者が一堂に会し、農業委員会組織を巡る情勢と課題、事例報告などの説明があり、杉田会長をはじめ各農業委員、農地利用最適化推進委員、事務局職員が出席いたしました。

次に、8月18日、埼玉県農業会議主催による令和8年度農業者年金加入推進特別研修会がウェブにおいて開催され、農業者年金の加入に向けて現状、課題、取組などの説明があり、岡田委員と松田主任が出席いたしました。

経過報告につきましては以上でございます。

○会長（杉田孝行君） ありがとうございます。

ただいま事務局長より経過報告の説明がございました。

今月の経過報告について何かご質問がありましたらお受けいたします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（杉田孝行君） なしの声がありますので、打ち切ります。

◎議案第59号

○会長（杉田孝行君） それでは、日程第5、議案第59号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。

事務局に説明を求めます。

田口係長、よろしくお願いします。

○主幹兼係長（田口一美君） それでは、議案第59号 農地法第3条の規定による許可申請について、議案書の6ページを御覧ください。

申請書番号261305番、譲受人、譲渡人いずれも上清久在住の方となっております。土地の表示につきましては、上清久地内の田3筆1,168平米でございます。権利の内容は、売買によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在水稻、ソバ、大豆及び野菜を182アール耕作しており、取得後につきましては水稻の作付を予定しているとのことでございます。

続きまして、6ページ下段から7ページを御覧ください。申請書番号261306番、譲受人は原に事務所を置く法人、譲渡人は原在住の方ほか8名となっております。土地の表示につきましては、原地内の田24筆、畑6筆、合計1万4,700平米でございます。権利の内容は、贈与によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在サツマイモ、トマト、ブドウ、各種野菜を74アール耕作しており、取得後につきましてはサツマイモ、トマト、ブドウ、各種野菜の作付を予定しているとのことでございます。

続きまして、8ページを御覧ください。申請書番号262301番、譲受人は菖蒲町小林に事務所を置く法人、譲渡人は神奈川県大和市在住の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町小林地内の畑1筆、843平米でございます。権利の内容は、売買によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在水稻、麦及びネギなどを1万6,003アール耕作しており、取得後につきましては麦の作付を予定しているとのことでございます。

続きまして、申請書番号262313番、譲受人、譲渡人いずれも菖蒲町三箇在住の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町三箇地内の田1筆、925平米でございます。権利の内容は、売買によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在水稻、野菜及び果樹を159アール耕作しており、取得後につきましてはブドウの作付を予定しているとのことでございます。

続きまして、申請書番号262317番、譲受人は菖蒲町小林在住の方、譲渡人は東京都府中市在住の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町小林地内の畑6筆、2,844平米でございます。権利の内容は、贈与によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在水稻、ソバ、果樹及び野菜を66アール耕作しており、取得後につきましては野菜の作付を予定しているとのことでございます。

続きまして、9ページを御覧ください。申請書番号262318番、譲受人は菖蒲町上栢間在住の方、譲渡人は千葉県松戸市在住の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町上栢間地内の畑5筆、田3筆、合計3,994平米でございます。権利の内容は、売買によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在水稻及び野菜を546アール耕作しており、取得後につきましては水稻及び野菜の作付を予定しているとのことでございます。

続きまして、申請書番号262319番、譲受人は菖蒲町小林に事務所を置く法人、譲渡人は菖蒲町柴山枝郷在住の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町小林地内の田2筆、3,301平米でございます。権利の内容は、売買によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在水稻、麦及びネギなどを1万6,003アール耕作しており、取得後につきましては水稻の作付を予定しているとのことでございます。

続きまして、10ページを御覧ください。申請書番号262320番、譲受人は菖蒲町小林に事務所を置く法人、譲渡人は菖蒲町三箇在住の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町三箇地内の畑1筆、322平米でございます。権利の内容は、売買によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在水稻及び枝豆を331アール耕作しており、取得後につきましては枝豆の作付を予定しているとのことでございます。

続きまして、申請書番号264302番、譲受人は中妻在住の方、譲渡人は東京都立川市在住の方となっております。土

地の表示につきましては、中妻地内の田2筆、339平米でございます。権利の内容は、贈与によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在水稻及び野菜を12アール耕作しており、取得後につきましては水稻の作付を予定しているとのことでございます。

続きまして、申請書番号264303番、譲受人は外野に事務所を置く法人、譲渡人は本町3丁目在住の方となっております。土地の表示につきましては、外野及び上川崎地内の畑3筆、田1筆、合計463.60平米でございます。権利の内容は、売買によります所有権の移転で、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在水稻及び枝豆を48アール耕作しており、取得後につきましては枝豆の作付を予定しているとのことでございます。

以上の案件につきまして、所有農地について全て良好に耕作管理されており、農作業従事日数、機械、労働力、技術、地域との関係なども問題なく、全部効率利用要件等の許可要件を全て満たす申請内容となっております。

農地法第3条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

○会長（杉田孝行君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して、現地調査班から調査の結果並びに補足説明をお願いします。

石井委員さん、お願いします。

○8番（石井幸宏君） 8番、石井です。8月18日に早野委員さんと現地調査を行いましたので、報告します。

申請書番号261305、資料1番です。申請地は、お寺、常徳院から北西に1.5キロほど行った田んぼの中にありました。農地の状況は田んぼで、水稻を耕作中でした。申請者世帯の耕作状況や農機具の所有状況から、申請地を取得後も適正に耕作すると思われます。

次に、申請書番号261306、資料2です。申請地は、県道春日部菖蒲線の樋ノ口交差点を西に700メートルぐらい行った農地になります。農地の状況は畑と田んぼで、草をきれいに刈ってありました。申請者の耕作状況や農機具の所有状況から、申請地を取得後も適正に耕作すると思われます。

申請内容及び現地の状況から、適正に耕作すると思われます。

以上です。

○会長（杉田孝行君） 青木委員さん、お願いします。

○7番（青木 豊君） 7番、青木です。

申請書番号262301、資料3番を御覧ください。申請の場所は、南東200メートルに妙福寺というお寺があり、西40メートルに公民館があるところでした。作付はしてありませんが、きれいに耕うんしてあり、丁寧に管理されている方だと思いましたので、許可相当になるのではないかと思います。

続きまして、申請書番号262313、資料4を御覧ください。こちらは、北40メートルに旧122号線、西100メートルにウエルシア菖蒲店がある田んぼ地帯の中にあるブドウ畑の隣の場所です。既に南と南東にブドウ畑があり、申請地は適正に管理されており、農機具等も持っているため、許可相当だと思われます。

続きまして、申請書番号262317番、資料5を御覧ください。こちらは、北130メートルほどに野通川、西200メートルに小林小学校があるところですが、作付はしてありませんが、こちらもきれいに耕うんしてありました。大きい機械なども持っていることから、適正に耕作され許可相当だと思われます。

続きまして、申請書番号262318番、資料6―1を御覧ください。こちらは、北西150メートルに神明神社、作付はあり、カボチャが植えられていました。木が生えていたであろうところは、きれいに伐採済みで、しっかりと管理されていました。次に、資料6―2でございます。6―2は、アルプス食品から南に100メートル、西20メートルに元荒川がある川沿いであります。作付はしてありませんが、除草済みで、きれいに草が刈られていました。続きまして、資料6―3、東130メートルに稲穂通りがあるところですが、もう既に水稻の作付がされており、丁寧に管理されていま

した。以上のことから、許可相当だと思います。

続きまして、申請書番号262319、資料7―1を御覧ください。南西350メートルほどに小林保育園があるところで、既に水稻の作付がされてあります。次のページの7―2のほうですが、西隣に稲穂通り、用水を越えると加須市という旧の騎西町のところにある場所でした。こちらにも既に水稻の作付がされており、きれいに管理されておりました。以上のことから、許可相当ではないかと思われます。

続きまして、申請書番号262320番、資料8を御覧ください。西のほうの横に星川、北200メートルにウエルシア菖蒲店がある場所でした。こちら周りが陸田と逆側の隣が枝豆等が作付されており、きれいに除草されて、しっかりと管理されていました。以上のことから、許可相当ではないかと思います。

以上です。

○会長（杉田孝行君） 長谷川委員さん、お願いします。

○16番（長谷川智英君） 議席番号16番、長谷川です。よろしく願いいたします。8月19日に籠宮委員さんと現地調査を行いましたので、報告させていただきます。

申請書番号264302、資料の9番を見てください。こちらの申請地は、県立鷺宮高校の北東におよそ100メートルぐらいのところにありまして、周囲は水田で、周りが稲作されておりました。申請地につきましては、除草され、管理された水田でした。状況を見ますと、申請者の耕作状況、また農機具の所有等の状況から、申請地の取得後も適正に耕作されるものと思われます。

次に、申請書番号264303番、資料の10を見たいと思います。申請地は、東鷺宮駅から南に約1キロ、成立学園の鷺宮グラウンドから新幹線の引込み線を挟んで300メートルぐらいのところに位置しております。周囲は、東側が畑、南側、西側は水田となっておりました。申請地の状況は畑で、除草され管理されていました。申請者の耕作状況、農機具の所有状況から、申請地の取得後も適正に耕作されるものと思われます。

以上です。

○会長（杉田孝行君） ありがとうございます。

ただいま石井委員さん、青木委員さん、長谷川委員さんからの調査報告について、ご質問をお受けいたします。

岸田委員さん。

○6番（岸田一男君） ちょっと聞きづらい質問をしますけれども、申し訳ないのですが、この中で売買というのがあります。売買で一番高いところと一番安いところはどこですか、事務局に教えてもらいたいのですけれども。答えられないようでしたら答えなくてもいいです。金銭絡みの関係なので、今農地がどれぐらいしているのかなと、ちょっと疑問に思ったので、それでお尋ねしたのですけれども、申し訳ないです。

○会長（杉田孝行君） 事務局、お願いします。

○主任（松崎宣幸君） 事務局の松崎と申します。岸田委員さんの質問にお答えいたします。

こちら対価、賃料の書き方なのですが、10アール当たり幾らという表現と一括の金額で書かれているものから、一括で書かれている金額で言いますと、一番安いものと3筆で10万円になっております。高いものと、1筆で30万円というふうにはなっております。面積がそれぞれ違うので、計算しないと分かりません。

以上でございます。

○会長（杉田孝行君） ただいまの岸田委員さんのご質問ですけれども、ほかの方も地域によっては売買でどのぐらいしているのだということでお聞きになる方もあろうかと思うので、参考に今質問したわけでございますけれども。

ほかにございますか。

池田委員さん。

○3番（池田庄司君） 先ほどの答弁なのですが、要は農業委員会として久喜市内の農地についておおむねこのくらい
の金額で売買されているのが標準的なものだというのは当然捉えられていると思うのですが、地域によって当
然違うのでしょうか、そういうものというのは何かお分かりになるようなことはありますか。この場で出せと
は言いませんけれども。

○会長（杉田孝行君） 事務局。

○主任（松崎宣幸君） 池田委員さんの質問にお答えいたします。

具体的なことまでは、申し訳ないのですが、やはり道路付けであるとか形がきれいで大きいものは当然いい
値段がしますし、各農地がばらばらになっていて、どうしても管理できないから買ってほしいって言われれば当然安
い値段になっておりますので、適正価格というのは申し訳ないのですが、ケース・バイ・ケースにはなってし
まいます。

以上です。

○会長（杉田孝行君） よろしいでしょうか。今後もし差し支えなかったら……

○事務局長（田中智也君） 私のほうから1点だけ、今松崎が言ったとおり、売買ですと売り手と買い手で、多分バラ
ンスによっては買い手市場であれば高くなるとか、売り手市場は安くなるとかというところもあると思うのですけれ
ども、中には第三者で贈与で上がってくるものもあります。ただでもいいからもらってほしいのだけれどもって、こ
れを市場でみるとときには本当にそのときの売り手、買い手の考え方一つで変わってくるものなのかなというふうには
思うところでございます。

○会長（杉田孝行君） よろしいでしょうか。

ほかにございますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（杉田孝行君） ないようでありますので、質問を打ち切ります。

直ちに討論に入ります。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（杉田孝行君） なしの声がありますので、討論も打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、議案第59号 農地法第3条の規定による許可申請について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（杉田孝行君） 全員をもって原案どおり可決決定いたします。

◎議案第60号

○会長（杉田孝行君） 続きまして、議案第60号 農地法第4条の規定による許可申請についてを上程します。

事務局に説明を求めます。

田口係長、よろしくお願いします。

○主幹兼係長（田口一美君） それでは、議案第60号 農地法第4条の規定による許可申請について、議案書の12ペー
ジを御覧ください。

申請書番号261404番につきましては、申請者側の都合により審査保留とさせていただきます。

続きまして、申請書番号261405番、申請者は幸手市在住の方となっております。土地の表示につきましては、下清
久地内の畑1筆、42平米でございます。申請の内容につきましては、宅地への転用で、追認案件でございます。敷地
の一部が以前より宅地として利用してきたにもかかわらず、登記簿上の地目が農地のままとなっていたことが判明し

たものでございます。当該申請地につきましては、住宅への進入路や物置など住宅敷地の一部として使用していましたが、昭和45年の航空写真などにより線引き前から非農地状態であったことの確認が取れたことから、今回追認の申請に至ったものでございます。

農地法第4条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

○会長（杉田孝行君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して、現地調査班から調査の結果並びに補足説明をお願いします。

石井委員さん、お願いします。

○8番（石井幸宏君） 8番、石井です。8月18日に早野委員さんと現地調査を行いましたので、報告いたします。

申請書番号261405番、資料12番です。申請地は、県道久喜騎西線のローソン上清久店から市内に向かって400メートルぐらい行った集落内に位置しております。周囲は、北側が住宅、東側も住宅、南側が久喜騎西線です。西側も住宅となっています。この案件につきましては追認案件であり、新たな工事等が行われないことから、周辺農地に被害を及ぼすことはないと思われますので、許可相当と判断いたしました。

以上です。

○会長（杉田孝行君） ありがとうございます。

ただいま石井委員さんからの調査報告について、ご質問をお受けいたします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（杉田孝行君） なしの声がありますので、質問を打ち切ります。

直ちに討論に入ります。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（杉田孝行君） なしの声がありますので、討論も打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、議案第60号 農地法第4条の規定による許可申請について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（杉田孝行君） 全員をもって原案どおり可決決定いたします。

◎議案第61号

○会長（杉田孝行君） 続きまして、議案第61号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程します。

事務局に説明を求めます。

田口係長、よろしくお願いします。

○主幹兼係長（田口一美君） それでは、議案第61号 農地法第5条の規定による許可申請について、議案書の14ページを御覧ください。

申請書番号261513番、譲受人は大阪府大阪市中央区に本店を置き再生可能エネルギー発電事業などを行う法人、譲渡人は野久喜在住の方となっております。土地の表示につきましては、野久喜及び古久喜地内の畑2筆、903平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります太陽光発電設備のための雑種地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、農地の広がり10ヘクタール未満のため第2種農地と判断しております。譲受人は、再生可能エネルギー発電事業などを行っており、太陽光発電施設の設置に当たり太陽光を遮るものが少ない良好な日射量、既存電柱の利用による売電負担金の節約など、事業に適した用地を探していたところ、土地の所有者から了承を得られたことから、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、申請書番号261514番、譲受人は除堀に本店を置き、食料品、衣料品、衛生用品などの販売などを行っ

ている法人、譲渡人は除堀在住の方ほか2名となっております。土地の表示につきましては、除堀地内の畑4筆、1,365平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります駐車場の敷地拡張のための雑種地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、10ヘクタール以上の規模の団体の農地の区域内にあるため第1種農地と判断しております。したがって、原則許可とならない区域でございますが、農地法施行令の規定、既存敷地の面積の2分の1を超えない敷地拡張として不許可の例外に該当するものでございます。譲受人は、隣接地に事務所と倉庫を設置し、事業を行っておりますが、本社及び営業部門を当該地へ移転したことや袋詰めをしていた工場が倒産し、自社で袋詰めを行うようになったことなどから従業員が増加し、駐車場が不足するようになりました。配送トラックの出入りも多く、既存敷地内の作業スペースや配送トラックが安全に駐車できるスペースの確保も必要なことから、隣接する当該申請地を従業員などの駐車場とする計画をしたところ、土地の所有者から了承を得られたことから、今回の申請に至ったものでございます。

続きまして、15ページを御覧ください。申請書番号262509番、譲受人は菖蒲町菖蒲に本店を置き、一般廃棄物の収集、運搬などを行う法人、譲渡人は菖蒲町三箇在住の方となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町菖蒲地内の畑1筆、552平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります駐車場の敷地拡張のための雑種地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、農地の広がり10ヘクタール未満のため第2種農地と判断しております。譲受人は、隣接地において一般廃棄物の収集、運搬業を行っておりますが、事業が順調に進んでいることもあり、所有する収集車、営業車、従業員の車両が増加し、既存の駐車場では手狭となっておりまして。そこで、安全に車両の出入りができるよう当該申請地を駐車場とする計画をしたところ、土地の所有者から了承を得られたことから、今回の申請に至ったものでございます。なお、申請地に隣接する土地についても駐車場の敷地拡張を予定しており、手続を進めておりましたが、手続の間に土地の所有者が亡くなったため、今回は申請地のみの申請となったものでございます。そのため、農用地区域内農地から除外された計画とは異なりますが、今回農地転用を見送る土地につきましても、現在相続財産清算人の選任手続を進めており、手続が済み次第速やかに転用申請される予定となっております。

続きまして、申請書番号263516番、譲受人は鷺宮1丁目在住の方、譲渡人は千葉県市原市在住の方となっております。土地の表示につきましては、佐間地内の畑1筆、192平米でございます。申請の内容につきましては、所有権設定によります資材置場のための雑種地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、農地の広がり10ヘクタール未満のため第2種農地と判断しております。譲受人は、埼玉県内において戸建て住宅を中心とした不動産賃貸業を営んでおり、所有物件の維持管理や修繕の一部を自ら行っております。これまでは空室物件の一部を一時的な資機材置場として使用しておりましたが、今後不動産賃貸業の拡大を予定しており、保有する資機材の増加が見込まれます。そこで、資機材を計画的に保管し、安全に搬入を行うための専用の資材置場を確保する計画をしたところ、土地の所有者から了承を得られたことから、今回の申請に至ったものでございます。

以上の案件につきまして、いずれの申請者も立地基準及び資金、その他信用、農転の確実性など一般基準につきましても支障のない申請内容となっております。

農地法第5条の規定による許可申請についての説明は以上でございます。

○会長（杉田孝行君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連して、現地調査班から調査の結果並びに補足説明をお願いします。

石井委員さん、お願いします。

○8番（石井幸宏君） 8番、石井です。こちら8月18日に早野委員さんと現地調査を行いましたので、報告いたします。

申請書番号261513、資料13です。申請地は、東側は東北新幹線、西側は東武鉄道の間点ぐらいにありました。周囲は、東側が畑、南側が市道、西側が畑、北側も畑でした。被害防除につきましては、周囲にフェンスを設置し、高さ20センチの土羽を設置する計画になっており、周辺農地に被害を及ぼすことはないと思います。申請内容及び現地の状況から、許可相当であると判断いたしました。

続きまして、申請書番号261514番、資料14番です。申請地は、県道春日部菖蒲線のセブンイレブン樋ノ口店から約1キロ西に向かったところにありました。周囲は、東側が畑、南側がこの県道です。西側が申請者の工場でした。北側が田んぼとなっていました。被害防除につきましては、北側は既存のブロック、東側にコンクリートブロックを設置する計画です。また、排水につきましては雨水浸透妨害行為許可証を取っており、周辺農地に被害を及ぼすことはないと思われます。申請内容及び現地の状況から、許可相当であると判断いたしました。

以上です。

○会長（杉田孝行君） では、青木委員さん、お願いします。

○7番（青木 豊君） 7番、青木です。8月21日に大澤委員さんと現地調査に行つてまいりました。

申請書番号262509、資料15を御覧ください。こちらの場所は、西100メートルに菖蒲文化会館アミーゴ、東隣にしらさぎ公園がある場所でした。西隣が事務所で、北に見沼代用水があり、南は草刈りをしてあり、作付のない畑でした。ブロックで囲っており、農地への被害はないと思います。

以上です。

○会長（杉田孝行君） 籠宮委員さん、お願いします。

○2番（籠宮信寿君） 2番、籠宮でございます。8月19日に長谷川委員さんと現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請書番号263516、総会資料につきましては16番を御覧いただきたいと思います。申請地でございますが、125号線が真ん中に通っているかと思います。左手のほうがかインズモール、右手その先へ行きますと佐間東交差点というのがございます。その右手の集落に申請地がございまして、その交差点を右に曲がっていただきまして50メートル行くか行かないぐらいのところの三差路に面した形状の土地という形になってございます。南側、西側に市道、東側に水路が水管橋というのですか、道路の脇のところにコンクリートでなっている水管橋を隔てて市道という形になってございます。北側につきましては、地元企業の資材置場になってございました。現況につきましては、若干の草が生えておりましたが、適正に管理されているのを確認いたしましたところでございます。今回の資材置場ということで申請が上がっていますが、隣接の農地もないのですが、その水管橋に対する影響がどの程度かなというふうなのをちょっと考えましたところ、計画書の中には敷地全面に碎石敷き、雨水については敷地内浸透、また生活排水、汚水などは発生しないという計画でなっておりますことから、水路での被害防除としては特に問題ないものと思われます。

以上です。

○会長（杉田孝行君） ありがとうございます。

ただいま石井委員さん、青木委員さん、籠宮委員さんから調査の報告について、ご質問をお受けいたします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（杉田孝行君） なしの声がありますので、質問を打ち切ります。

討論に入ります。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（杉田孝行君） なしの声がありますので、討論も打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、議案第61号 農地法第5条の規定による許可申請について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（杉田孝行君） 全員をもって原案どおり可決決定いたします。

◎議案第62号

○会長（杉田孝行君） 続きまして、議案第62号 久喜市農用地利用集積等促進計画の案についてを上程します。

事務局に説明を求めます。

田口係長、よろしくお願いします。

○主幹兼係長（田口一美君） それでは、議案第62号 久喜市農用地利用集積等促進計画の案について、議案書の17ページを御覧ください。

初めに、菖蒲12番、設定を受ける農地は菖蒲町三箇地内の畑9筆、5,436平米でございまして、菖蒲町小林に事務所を置く法人となっております。設定する権利は、賃貸借権の設定、普通畑利用6年間、賃借料は反当たり3,000円となっております。

続きまして、菖蒲13番、設定を受ける農地は菖蒲町小林地内の畑4筆、2,485平米でございまして、加須市在住の方となっております。設定する権利は、賃貸借権の設定、普通畑利用6年間、賃借料は固定賃貸借1万7,700円ほかとなっております。

続きまして、菖蒲14番、設定を受ける農地は菖蒲町小林地内の田1筆、452平米でございまして、菖蒲町小林在住の方となっております。設定する権利は、使用貸借権の設定、水田利用6年間となっております。

続きまして、17ページ一番下の段から18ページを御覧ください。菖蒲15番、設定を受ける農地は菖蒲町小林地内の田3筆、962平米でございまして、菖蒲町小林在住の方となっております。設定する権利は、賃貸借権の設定、水田利用6年間、賃借料は固定賃貸借2,400円ほかとなっております。

続きまして、菖蒲16番、設定を受ける農地は菖蒲町小林地内の田4筆、3,270平米でございまして、菖蒲町小林に事務所を置く法人となっております。設定する権利は、使用貸借権の設定、水田利用10年2か月間となっております。

続きまして、菖蒲17番、設定を受ける農地は、菖蒲町新堀地内の田2筆、1,214平米でございまして、菖蒲町新堀在住の方となっております。設定する権利は、使用貸借権の設定、水田利用6年間となっております。

続きまして、菖蒲18番、設定を受ける農地は、菖蒲町下栢間及び菖蒲町上栢間地内の田1筆、畑2筆、合計1,843平米でございまして、菖蒲町上栢間在住の方となっております。設定する権利は、賃貸借権の設定、水田利用6年間ほか、賃借料は反当たり5,000円となっております。

最後に、菖蒲19番、設定を受ける農地は菖蒲町下栢間地内の畑1筆、2,704平米でございまして、菖蒲町上大崎に事務所を置く法人となっております。設定する権利は、賃貸借権の設定、普通畑利用4年6か月間、賃借料は反当たり3,800円となっております。

久喜市農用地利用集積等促進計画の案について、説明は以上でございます。

○会長（杉田孝行君） ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありました。

それでは、質問をお受けいたします。

野口委員さん。

○17番（野口和幸君） 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条3項の規定により、農業委員会の意見を聞かなければならないというふうに法律はなっていますよね、それでいいですか。それで、意見を聞かなければならないとい

うことになっていて、例えば農業委員会の意見があったとした場合に、どのように対応していくのか、その辺をちょっと聞きたいのですけれども。

○会長（杉田孝行君） 事務局、お願いします。

○主幹兼係長（田口一美君） この総会で意見があった場合なのですけれども、その旨を市長部局のほうにお伝えする形になります。

○会長（杉田孝行君） 野口委員さん。

○17番（野口和幸君） そうしますと、農業振興課のほうということですか。

○主幹兼係長（田口一美君） そのとおりです。

○17番（野口和幸君） それで、以前にもちょっと私質問したことあるのですけれども、中間管理機構を通して第三者が借ります。それで、借りた土地が適正に耕作していれば何の問題もないのですけれども、田んぼだか畑だか、稲を作っているのだから草を生えらせているのか分からないようなところが多々見受けられるわけなのですけれども、こういう例えば草が生えているような、きちっとした管理もできないような土地利用をされている方が、特に私の近辺には見受けられるのですけれども、そういう方々に対してきちっとやっぱり指導してもらわないと周りが迷惑を受けてしまうのです。ですから、その辺をもうちょっと徹底した指導をしてもらいたいというふうに思うのですけれども、なかなか口で言うただけでは相手側もいろんな方がたくさんいらっしゃると思うので、それが相手側にきちっと伝わるかどうかというのも疑問なのですけれども、どんどん私今度写真撮って持ってきてたいと思うのですけれども、周りの苦勞の部分の道路とか、とにかく道路なんかもう通れないような状況になっているところが多々あるのです。ですから、そういう指導を農業委員会のほうから農業振興課のほうにお願いしてもらいたいと思うのですけれども、以上です。

○会長（杉田孝行君） では、事務局、お願いします。

○主幹兼係長（田口一美君） 野口委員さん、ありがとうございます。ちょうど今そのような案件がございまして、農業委員会として耕作の方々に除草指導したということがございます。今の意見につきましても、農業振興課のほうに伝えさせていただきますので、ご了解いただければと思います。

ありがとうございました。

○会長（杉田孝行君） ただいまの野口委員さんのご質問の流れ、ほかの地域でもあろうかと思います。そういうときには一応事務局のほうへ相談をしていただければよろしいかと思いますので、その節にはよろしくお願いします。

ほかにございますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（杉田孝行君） なしの声がありますので、打ち切ります。

それでは、採決に入ります。

議案第62号 久喜市農用地利用集積等促進計画の案について、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（杉田孝行君） 全員をもって原案に対し異議なしとの意見をつけることに決定いたします。

◎報告事項

○会長（杉田孝行君） それでは、日程第7、報告に入ります。

事務局に説明を求めます。

田口係長、よろしくお願いします。

○主幹兼係長（田口一美君） 初めに、議案書の20ページを御覧ください。農地法第4条の届出でございます。今月は

3件の市街化区域内の届出を受理しております。

続きまして、22ページから24ページを御覧ください。農地法第5条の届出でございます。今月は7件の市街化区域内の届出を受理しております。

続きまして、26ページから30ページを御覧ください。農地法第3条の3の規定による届出でございます。今月は7件の届出を受理しており、相続を原因とする届出となっております。

続きまして、32ページから35ページを御覧ください。農地法第18条の第6項の規定による通知についてでございます。今月は13件の合意解約に係る通知が提出されております。

続きまして、37ページを御覧ください。農業用施設用地に供する届出についてでございます。今月は2件の届出を受理しており、それぞれ農業用倉庫、倉庫の設置に伴う届出となっております。

最後に、39ページを御覧ください。時効取得を原因とする所有権移転の通知についてでございます。時効取得による所有権移転登記に関する通知が法務局から1件届出されております。

報告についての説明は以上でございます。

○会長（杉田孝行君） ありがとうございます。

ただいま報告の説明がありました。何かご質問がありましたらお受けいたします。

野口委員さん。

○17番（野口和幸君） 17番、野口なのですけれども、この時効取得の件なのですけれども、本来3条の3の規定によって本人が、これは農業委員会に届出をするべきなのですか、3条の3については。これ今のお話ですと、法務局から農業委員会のほうに通知があったという話ですけれども、これはどうすべきなのですか。本来は、やった本人が農業委員会に届出をするべきなのですか、それは必要ないのですか。

○主任（松崎宣幸君） 事務局の松崎です。野口委員さんの質問にお答えいたします。

時効取得というのが、民法の162条で善意であれば10年、悪意があっても公然かつ平然とそこを占有していれば認められるという法律だと思います。本来農業委員会に相談が来た場合は、ちょっと農地法の3条の許可申請の手続を踏んでくださいというご案内はしております。ただ、では民法の162条の要件に合致して、双方が合意してしまった場合は、なかなかその後の手続上止められるものではないので、そこはこのような形になってはしまいます。なので、農地法3条の3はまた別の話です。そちらは相続登記したら出してくださいというご案内です。

以上です。

○17番（野口和幸君） 要するに、では届出はどちらでもいいと、しなくてもしてもいいと、時効取得の場合。

○主任（松崎宣幸君） 事務局の松崎です。農地法3条の3の届出は、権利の取得を知った日からおおむね10か月以内なので、手続上は相続登記が完了したら出してくださいというご案内にはなっております。

以上です。

○17番（野口和幸君） その相続の件はいいのですけれども、相続ではなくて時効取得の関係は事務処理としてはどうしたらいいのかということなのですけれども。

○会長（杉田孝行君） 岸田委員さん。

○6番（岸田一男君） 時効取得は、法務局から農業委員会に通知が来るのです。時効取得なので、その後農業委員会の手続なしで登記所が職権登記するのではないのですか、その印鑑証明に同意つけて。たしか相手方の印鑑証明と、だから農地法の手続が時効取得はそこに入らないのですと思います、たしか無視されたと思うのです。それで、登記所が農業委員会に通知を出すのかなという記憶が残っていますが、その辺は事務局でよく調べてください。

○会長（杉田孝行君） では、局長のほうから答弁します。

○事務局長（田中智也君） 今の野口委員さんのご質問と岸田委員さんからのご意見をまとめた上で、私のほうで報告させていただきます。

先ほどの時効取得につきましては、農地法ではなく不動産登記法で手続がなされます。この場合については、農地法の手続がないので、農業委員会にかかることはございません。ですので、不動産登記法のほうの手続で時効取得が認められれば登記はなされることになります。この点について、農業委員会のほうに意見を求められます。それは、法務局のほうから時効取得の申請に対して問題があるのかなのかというところを農業委員会のほうに意見を求められるものでございます。そのときにこれは県のほうに私も照会をかけさせてもらったのですが、農地が時効取得する場所が違反転用されていて、例えば農業委員会が是正指導している場合、そういう幾つかの理由があるにもかかわらず、何らかの手続をかけて第三者に売ってしまうとか、そういった場合については農業委員会のほうで、現在正指導中であるからこの時効取得については意見を述べられますということで、意見を出したりすることはできると回答をいただいております。

もう一つは、任意で相対で金銭のやり取り、授受があつて、その効果として最終的に私のものにするとか、あとは公然と平然と何十年も私がこの土地を使っていたのだというものに対して、農業委員会に意見を求めた場合に対してですが、事実関係を確認することができませんので、それについては意見の出しようがございませんから、意見なしで回答することもございますけれども、基本的に農業委員会のほうに求められているのは、時効取得の登記の申請に対して問題があるのかなのか、意見があるのかなのか求められておりますので、そこについて回答していくものであるもので、あくまでも不動産登記法の手続に基づいてやられているものでございます。先ほどの3条の3については、基本的には相続の絡みだけということになりますので、ちょっと内容が異なってくるのですが、法務局のほうからそのような形で必ず所管する自治体のほうに、時効取得の申請があった場合については農業委員会の意見を求められているものでございます。

○会長（杉田孝行君） 野口委員さん、岸田委員さん、よろしいでしょうか。

○17番（野口和幸君） 間違っていたら申し訳ないのですが、3条の3そのものが相続と時効取得ですよね。そういう場合に、本人のほうから時効取得したら、こちらのほうに届出する必要があると、農業委員会に届け出なくてはならないということなのではないかということなのではないかと。

○会長（杉田孝行君） ちょっと保留ということで、分かり次第解説するという、よろしいですか。
ほかにございますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（杉田孝行君） なしの声がありますので、打ち切ります。

◎協議事項

○会長（杉田孝行君） それでは、日程第8、協議事項に入ります。

今回はあらかじめ協議事項ということでは予定をしておりますけれども、農業委員さんのほうからこれに関して何かご質問があったらお受けいたします。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

◎農政問題に対する質疑・応答

○会長（杉田孝行君） それでは、日程第9、農政問題に入ります。

こちらについては、お手元に令和7年産の米を取り巻く状況ということで、本日全農さいたま久喜事業所からいただいたものでございます。7年度の動向なり、また8年産の作付、また加えて今後の需給見通し、加えてコスト標示ということで冒頭申し上げたものでございます。今、最終的に精米すると、税込み5キロで2,816円ということなのです。

けれども、スーパー等では今現在倉庫に積んでいるものを放出しているということで、スーパー等で安売り合戦で千円台のお米が出ているというような状況であるわけでございます。それから、今年の在庫は相当膨らんでしまうということであるわけでございます。これについては、各委員さんが地元の方から聞かれたら、このような内容を熟知してお知らせ願えればありがたいわけでございます。

それと、この農政問題について各委員さんから確認したいことや聞きたいことがありましたら、遠慮なくご質問いただければと思いますけれども、何かございますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（杉田孝行君） ないようでありますので、打ち切ります。

◎閉会の宣告 午後 3時11分

○会長（杉田孝行君） 以上をもちまして、本日の総会に付議された議案は全て終了したわけでございます。

委員の皆様には慎重審議、誠にありがとうございました。

以上をもちまして座長の任を解かせていただきます。

本会議を証するためここに署名する。

令和8年8月25日

久喜市農業委員会会長

杉田 孝行

署 名 委 員

早野 公夫

署 名 委 員

長谷川 智英